

# 石川県公報

平成27年9月8日  
第12832号(火曜日)  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○生活保護法に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出 (同)	2
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出 (同)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	1	○土地収用法に基づく事業の認定 (監理課)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	2	○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	4
		○土地改良事業計画の変更認可公告 (農業基盤課)	5
		○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	5

## 告 示

### 石川県告示第441号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年9月8日

石川県知事 谷本正憲

名 称	所 在 地	指定年月日
角齒科医院	輪島市河井町2部106番地	平成27年7月24日
京子漢方診療所	加賀市山中温泉白山町リ34番地	平成27年8月12日

### 石川県告示第442号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年9月8日

石川県知事 谷本正憲

名 称	所 在 地	指定年月日
角齒科医院	輪島市河井町2部106番地	平成27年7月24日
京子漢方診療所	加賀市山中温泉白山町リ34番地	平成27年8月12日

### 石川県告示第443号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成27年9月8日

石川県知事 谷本正憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
医療法人社団 愛康会	訪問看護ステーション はな はな	新 小松市土居原町291番地1	平成27年6月15日
		旧 小松市沖周辺土地区画整理事業 地内仮地番5街区30号	

#### 石川県告示第444号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成27年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
医療法人社団 愛康会	訪問看護ステーション はな はな	新 小松市土居原町291番地1	平成27年6月15日
		旧 小松市沖周辺土地区画整理事業 地内仮地番5街区30号	

#### 石川県告示第445号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成27年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所在地	廃止年月日
川北まつだ薬局	能美郡川北町壱ツ屋194	平成27年7月31日
新庄まつだ薬局	野々市市新庄2丁目15番2	〃

#### 石川県告示第446号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成27年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所在地	廃止年月日
川北まつだ薬局	能美郡川北町壱ツ屋194	平成27年7月31日
新庄まつだ薬局	野々市市新庄2丁目15番2	〃

#### 石川県告示第447号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成27年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 起業者の名称  
白山市

## 2 事業の種類

白山市立蝶屋公民館建設事業

## 3 起業地

### (1) 収用の部分

白山市井関町地内

### (2) 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、白山市井関町地内を起業地とする「白山市立蝶屋公民館建設事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、法第3条第22号に掲げる「社会教育法(昭和24年法律第207号)による公民館若しくは博物館又は図書館法(昭和25年法律第118号)による図書館」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である白山市は、必要な予算措置を講じることにより本件事業を遂行しようとするものであり、起業者は事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

#### ア 得られる公共の利益

本件事業は、白山市蝶屋地区において単独館として新たに蝶屋公民館を建設するものである。

現在の白山市立蝶屋公民館は、白山市合併時に美川文化会館の貸館部分の一部を間借りする形で設置したものであり、現施設の所在地は蝶屋地区13町内ではなく、隣接の美川地区内にあるため、蝶屋地区住民にとって利用上不便な立地状況である。

建物内で公民館の使用できる部屋は、事務所として使用している部屋の他には学習室と講義室のみであり、極めて手狭であり、各種の活動において使用する音響設備や楽器等の保管場所もないため、使用ごとに持ち帰らざるを得ないなどの状況となっている。

本件事業の完成により、地区の中心地に立地するとともに活動等に必要な広さが確保されて利用者の不便が解消され、有効な公民館活動の展開に寄与するとともに、市民の連帯性及び地域住民のコミュニティの向上に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業の起業地内には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により、保護のため特別な措置を講ずべき文化財及び動植物は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、

- (ア) 蝶屋地区の中心である白山市立蝶屋小学校の周辺であること。
- (イ) 最低1,800平方メートル以上の土地を確保できること。
- (ウ) 交通の便がよいこと。

以上の条件により候補地として3箇所が選定され、各候補地の優劣を社会性、経済性等により比較検討されているが、本件事業の起業地申請案が最も適切と認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように現在の施設は地区内になく、かつ、狭小であることにより、利用上不便な状況にあるため、できるだけ早期にそのような状況の解消を図る必要があると認められる。また、平成25年6月には蝶屋地区13町内会長全員の連名にて蝶屋公民館建設に係る要望書が提出されている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までで述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

白山市教育委員会事務局生涯学習課

## 公 告

### 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成27年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ひらせいホームセンター美川インター店

白山市鹿島町二号6番地、7番地、8番地の一部

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ひらせいホームセンター 代表取締役 清水 泰明  
新潟県新潟市西区小針西2-7-32

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ひらせいホームセンター 代表取締役 清水 泰明  
新潟県新潟市西区小針西2-7-32

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年4月29日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,893.3平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 74台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
位置 縦覧による。  
収容台数 15台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
位置 縦覧による。  
面積 37.3平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
位置 縦覧による。  
容量 11.42立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前8時30分から午後9時30分まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
出入口の数 3箇所  
位置 縦覧による。
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前8時30分から午後9時30分まで

7 届出年月日

平成27年8月28日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課

9 届出等の縦覧期間

平成27年9月8日から平成28年1月8日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成28年1月8日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

土地改良事業計画の変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成27年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	事業名	認可年月日
河原市用水土地改良区	非補助土地改良事業 (維持管理)	平成27年8月24日

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年9月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市浜北口83番2、84番1及び84番2	幅員 6.00m 延長 60.10m	かほく市内日角五丁目11番地 有限会社 リアル・エステート	平成27年8月28日

